

御嵩町ブランド構築事業支援業務委託 プロポーザル募集要領

令和8年5月
御嵩町企画部まちづくり課

御嵩町ブランド構築事業支援業務委託 プロポーザル募集要領

第1 事業目的

本町においては、人口減少や社会構造の変化が進む中、地域の持つ魅力や独自の価値を再認識し、町民のシビックプライド（町への誇りと愛着）を醸成するとともに、町内外への効果的な情報発信を通じた関係人口の創出が喫緊の課題となっている。

本事業は、令和7年度に実施した町民アンケート「御嵩町グッド&モア」や関係者ヒアリングを通じて蓄積された調査結果、町民の意識、及び抽出された価値ワード等の知的資産を基礎とし、これらを統合して御嵩町独自の「地域ブランド」として言語化・可視化するものである。

単なるデザイン制作に留まらず、策定プロセスへの町民参画を通じたブランドへの共感醸成を図るとともに、策定後も町民、事業者、行政が一体となって継続的にブランドを活用できる基盤を整備することを目的とする。

第2 募集の内容

1 委託業務名

御嵩町ブランド構築事業支援業務委託

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

4 委託料の上限

4,950,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

第3 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

- ① 日本国内に本社、本店を置いている法人であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、

手続開始の決定後、御嵩町が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、御嵩町が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑥ 御嵩町から御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成4年訓令甲第8号）に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと。

⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

⑧ 直近2年間、本店及び支店、営業所等が法人事業税及び法人市・町・村民税を滞納していないこと。

⑨ 御嵩町から御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年訓令甲第41号）に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる排除措置要件に該当しないこと。

⑩ 直近5年度以内において、地方公共団体における地域ブランディングのコンセプト設計からロゴ、ガイドライン制作までを一貫して実施した受託実績又はこれらに類する業務の受託実績を有すること。

⑪ 住民参加型ワークショップの企画・運営実績を有すること。

⑫ 以下の要件のもとで、共同企業体による応募も認める。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記①から⑨までの要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、上記⑩及び⑪の要件を満たす者であること。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、企画提案書により、事業を企画・提案してください。

(1) 事業の実施計画

別紙仕様書「御嵩町ブランド構築事業支援業務委託」を踏まえ、以下の項目について、企画提案書を提出すること。

① 既存調査結果の分析とコンセプト立案の手法

令和7年度の調査結果から、どのように町の「核となる価値」を抽出し、言語化するか。

- ② ブランドビジュアル及びストーリーの構築案
視覚的要素（ロゴ、キャッチコピー等）と情緒的要素（ステートメント、ストーリー）を統合させ、多媒体へ展開する際の考え方。
- ③ 町民参画（ワークショップ等）の具体的な実施設計
1回という限られた機会での、どのように町民の主体性を引き出し、成果をブランド設計、ロゴ、キャッチコピー、ステートメントの制作に反映させるか。
- ④ ブランドガイドライン及び推進ロードマップの策定方針
策定したブランドが町民や民間事業者に浸透し、次年度以降より活用・浸透するためのガイドラインおよびロードマップの考え方。

(2) 事業の実施体制・実績等

- ① 本業務に類するブランディング事業の実績
- ② 業務の実施体制（総合プロデューサー、デザイナー、コピーライター等の役割分担）
- ③ 業務実施責任者の知識・経験（ブランディング等の専門実績）
- ④ 直近5年度以内において、広告・デザイン・プロモーション等における制作物、ブランディング関連の受賞実績がある場合は、その名称、年度、概要及び公開されている場合は URL 等を記載すること。

(3) 全体スケジュール

事業実施における業務工程（スケジュール）を記載してください。

※スケジュールは表形式で作成し、仕様書の「業務内容」に記載されている業務の項目ごとにその工程をわかりやすく明示してください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要領等の公表・配布	令和8年5月1日（金）～令和8年5月25日（月）
② 募集要領等に関する質問受付	令和8年5月1日（金）～令和8年5月18日（月）
③ プロポーザル参加申込受付	令和8年5月1日（金）～令和8年5月25日（月）
④ プロポーザル企画提案書受付	令和8年5月1日（金）～令和8年6月1日（月）
⑤ プロポーザル評価委員会	令和8年6月上～中旬ごろ（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和8年6月中旬ごろ（予定）

(2) 募集要領等の公表・配布

- ① 公表・配布期間
令和8年5月1日（金）～令和8年5月25日（月）
午前8時30分～午後5時15分
ただし、土曜日、日曜日、祝日等閉庁日は除きます。
- ② 配布場所
御嵩町企画部まちづくり課

〒505-0116 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1389-1 中山道みたけ館1階会議室

※募集要領等は、御嵩町のホームページからも入手できます。

御嵩町ホームページ(<https://www.town.mitake.lg.jp>)>事業者トップページ>
事業者向け情報>募集>プロポーザル方式等の募集・結果公表

※郵送での配布は行いません。

(3) 説明会の開催、募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催

説明会は開催しません。

② 質問書受付期間

令和8年5月1日(金)～令和8年5月18日(月)正午まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日等閉庁日は除きます。

③ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、プロポーザル質問フォーム

(<https://logoform.jp/form/6EZZ/1545018>) から行ってください。

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、御嵩町ホームページにて公開します。

御嵩町ホームページ(<https://www.town.mitake.lg.jp>)>事業者トップページ>事業者向け情報>募集>プロポーザル方式等の募集・結果公表

(4) プロポーザル参加申込書の受付

① 参加受付期間

令和8年5月1日(金)～令和8年5月25日(月)
午前8時30分～午後5時15分
ただし、土曜日、日曜日、祝日等閉庁日は除きます。

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、公募型プロポーザル参加申込書(様式1)を事務局まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和8年5月25日(月)午後5時15分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

参加申込書(様式1)

(5) 企画提案書の受付

① 受付期間

令和8年5月1日(金)～令和8年6月1日(月)
午前8時30分～午後5時15分
ただし、土曜日、日曜日、祝日等閉庁日は除きます。

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、以下③の提出書類を事務局まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和8年6月1日（月）午後5時15分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

- ア 企画提案書（様式2）※委託業務仕様書を参考に提案してください。
- イ 会社概要表（様式3）
- ウ 業務担当者経歴書（様式4）
- エ 事業計画（業務スケジュール、実施体制）（様式5）
- オ 参考見積書（任意様式）※内訳書添付
- カ 実績書（様式6）
- キ 共同企業体協定書の写し（共同企業体で参加する場合のみ）（様式7）
- ク 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類（共同企業体で応募する場合、共同企業体全構成員について書類を提出してください。）
- ケ 法人の場合、直近2年間の法人事業税及び法人市・町・村民税について滞納がないことを証明する書類。（共同企業体で応募する場合、共同企業体全構成員について書類を提出してください。）

④ 提出部数

上記③提出書類のうち、

ア～キの書類 8部（正本1部、副本7部）

ク～ケの書類 1部

※ア～キの書類は、A4版縦置き・横書き、左側長辺を2穴空けとし、左上クリップ留めで提出してください。

※カラー刷りの場合、副本もカラー刷りで提出してください。

⑤ 注意事項

御嵩町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出された書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要領に違反すると認められる場合
- オ 評価委員会構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。(共同企業体で参加する場合、構成員は本プロポーザルの他の参加者又は構成員となることはできません。)

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません(軽微なものを除く)。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべての参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、御嵩町情報公開条例(平成8年条例第2号)に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価委員会開催日前日の正午までに、プロポーザル辞退届【様式8】を事務局に持参又は郵送により提出してください。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

(7) 参考見積書作成に当たっての注意事項

参考見積書は任意様式です。

(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

【事務局】〒505-0116 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1389-1 中山道みたけ館 1階会議室

御嵩町企画部まちづくり課

TEL 0574-67-2111 (内線3101)

FAX 0574-68-0005

電子メールアドレス machi@town.mitake.lg.jp

第4 評価に係る事項

1 評価方法等

提案の評価は、町が別に定める構成員により組織された「御嵩町ブランド構築事業支援業務プロポーザル評価委員会」(以下「評価委員会」という。)が行います。なお、提案者の評価に当たっては、評価項目(別表)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等の評

価、採点します。

2 プロポーザル評価委員会

(1) 開催日

令和8年6月上旬（予定）

(2) 開催場所

御嵩町役場本庁舎2階第2委員会室（予定）

(3) 企画提案の所要時間

- ① プレゼンテーション 20分間以内
- ② 評価委員会構成員からの質疑 10分程度

(4) 注意事項

- ① 開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ② プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ③ 参加人数は3名までとしてください。
- ④ プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ⑤ モニターを使用することができます。モニターを使用する場合、パソコンは参加者が用意すること。大型モニター及びHDMIケーブルは町が用意します。
- ⑥ 指定の時間に遅れた場合、評価対象としません。

3 評価項目及び評価基準

別表「評価項目及び評価内容」のとおり。

4 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、評価委員会構成員が評価・採点し、各評価委員会構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

順位点は下表のとおり、基準点を超えた参加者で評価点の高い順から点を付します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

なお、評価点が同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該順位となった提案者の数で除して得られる点数とします。

5 同点数の提案者が複数生じた場合の取り扱い

各評価委員会構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、各評価委員会構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより

決するものとしします。

6 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者としします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

7 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、以下の内容を御嵩町ホームページで公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
 - ② 全提案者の名称（申込順）
 - ③ 全提案者の評価点（得点順）（2位以下の提案者の名称は非公表。）
 - ④ 最優秀提案者の選定理由
 - ⑤ 評価委員会構成員の氏名
 - ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と町が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と町との協議により最終的に決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と町との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において、その総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。また、委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、委託元（発注者）である御嵩町に帰属するものとしします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報

報の保護について、厳重に注意してください。

4 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 事業報告書の提出

受託者は、委託業務終了後、直ちに委託業務完了届、事業実施報告書を町に提出してください。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、町は契約の取消しができます。この場合、町に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等御嵩町及び受託者双方の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第8 その他

契約候補者が、御嵩町から御嵩町競争入札参加資格停止措置要領及び御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価委員会の会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ及び各種書類の提出先

【事務局】〒505-0116 可児郡御嵩町御嵩 1389 番地 1 中山道みたけ館
御嵩町企画部まちづくり課
TEL 0574-67-2111 (内線3101)
FAX 0574-68-0005
電子メールアドレス machi@town.mitake.lg.jp

(別表)

評価項目及び評価内容	評価点				
	優良	良	普通	やや劣	劣
提案内容の妥当性・企画性 (70 点)					
(1) 既存調査の活用と戦略性 (配点 15 点)					
令和 7 年度の調査結果等を活かした合意形成の手法が具体的に提示できており、町の核心的価値を抽出するプロセスに論理的な納得感があるか。	15	12	9	6	3
(2) クリエイティブの質と波及力 (配点 20 点)					
過去の類似実績、受賞実績等に裏打ちされた卓越した表現力があり、高品質なビジュアル、成果等が期待できるか。	20	16	12	8	4
(3) 共創プロセス (ワークショップ) の設計 (配点 15 点)					
町民の主体性を引き出し、愛着 (シビックプライド) を高めるための具体的な手法が提案され、意見統合の手法が優れているか。	15	12	9	6	3
(4) 実効性と持続可能性 (配点 20 点)					
運用ガイドラインの汎用性と、策定後の活用、浸透に向けたロードマップが具体的かつ現実的であるか。	20	16	12	8	4
実施主体の適格性・遂行能力 (30 点)					
(1) 専門性とチームの相乗効果 (配点 10 点)					
スタッフの専門性が高く (共同企業体の場合は各社の強みが融合した)、本業務に最適な体制となっているか。	10	8	6	4	2
(2) 業務遂行能力と信頼性 (配点 10 点)					
スケジュール管理やリスク対応体制が万全であり、確実に業務を完遂できる信頼感があるか。	10	8	6	4	2
(3) 費用の妥当性 (配点 10 点)					
提案の質に対して積算根拠が適正で、高い費用対効果が期待できるか。	10	8	6	4	2
合計 (100 点)					

【参考：評価段階の定義】

優良	提案が極めて優れており、町の期待を大きく上回る独創的・効果的な成果が期待できる
良	提案が優れており、本業務を高い水準で達成できる具体的な計画が示されている。
普通	本町の要求 (仕様書) を過不足なく満たしており、標準的な成果が期待できる。
やや劣	提案に具体性が欠ける、あるいは一部の要求事項に対する配慮が不十分である。
劣	提案が著しく不十分であり、業務を適切に遂行できる見込みが低い。